

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
1	P5、6 第1章 計画の策定に当たって 2 計画の位置付け (4) 三つの計画の関係	地域福祉計画、地域福祉活動計画、地区活動計画、この3者の関連についての図を見た上での意見。 地区活動計画は、「福祉制度を活用するまでもない身近な問題や、既存の福祉制度では解決できない問題の解決に向けた地域福祉の取組」とあるが、それだけではないと認識しています。福祉制度の活用に向けた情報提供や、縦割りではない福祉制度を地域住民が理解し、共有するための場としても、大きな役割があるのではないかと思います。6地区の地域福祉推進協議会には、さまざまな福祉専門職や、また地域の民生・児童委員も委員として入っています。 市民意識調査での重点課題「福祉に関することが何でも相談できる窓口」（14頁他）の入り口とも位置づける必要があります。	「地域福祉地区活動計画」については、様々な問題の解決や地域福祉の取組を行うことを目的として策定され、各地区の地域福祉推進協議会で情報提供等も含めた幅広い地域福祉活動を進めていただいています。地域福祉活動の中の相談機能については、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立」の「(4) 社会福祉協議会の取組」に内包されているものと考えていますが、御意見を頂いたとおり、関係者が連携して相談対応を行うことが重要であると認識していますので、当該部分に「関係者が連携して取り組めるよう」、地域福祉担当職員がサロン活動等に参加し、支援等を行う旨を追加します。	○
2	P18 第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	全体の考え方について 地域には多様な人がいて、例えば障がい者のある人（子）は各年代、世代にいますので、取組の対象を障がい者（子）とするのではなく、世代対象になっている取組の中に障がいのある人（子）もいると念頭に置いて計画されるべきと思う。また、全ての取組を実施する際は、SDGs目標5番 ジェンダー平等の視点が貫かれているように配慮されるべきであることを（ジェンダーの主流化）を基本理念に追記してください。	御意見のとおり、全体として取組の対象を障がい者とするのではなく、各取組を進めるに当たって障がい者もいるという視点から計画を策定しています。一方で、障がい者を含め誰一人として取り残されない地域をつくるためには、「障がい福祉サービスの充実」等の分野ごとの取組も必要だと考えていますので、取組の記載は素案のとおりとさせていただきますが、頂いた御意見を踏まえ、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 9 地域全体で共に学び育つ環境づくり」に障がいの有無によって分け隔てられることなく地域で共に学び育つことができるよう、障がいに関する理解の向上や誰もが参画できる地域活動の促進を図る必要がある旨を追加します。 ジェンダー平等については、他のSDGsの目標を含め、本計画に全体的に関わる事項だと考えていますので、基本理念の「(3) 丸ごと支える福祉により安心して住みやすいまちづくり」の「誰一人として孤立することなく」の前に「SDGsの理念を踏まえ、」を追加し、注釈としてSDGsに係る「第4次計画の基本的な考え方」やSDGsの説明を記載したページがある旨を補記します。	○
3	P19、20 第3章 計画の基本的な考え方 2 第4次計画の基本的な考え方	第3次計画とは異なる視点で、「住民の主体性」を謳った表現に賛同します。コロナ禍で打撃を受けた地域福祉の再スタートを、多世代の住民が主体的に進めるために、市・社協には支援をお願いしたいと思います。ここに表現された文言ひとつひとつが、今後の地域福祉活動の原動力となると思います。「地域で活動している多くの人・組織の連携、ネットワークの構築・強化、活動場所の確保、拠点整備、人材の育成、などなど」。	計画を推進し、取組を進めていきます。	—

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
4	P20 第3章 計画の基本的な考え方 2 第4次計画の基本的な考え方 (4) 社会情勢に対応した地域福祉の推進 ①デジタル化に対応した地域福祉活動の推進	(4) 「デジタル技術を積極的に活用することで、多分野間の情報共有を推進するとともに、効率的な支援活動に役立てる」とあります。デジタル化の環境を整えることは必要ですが、デジタル化についていけない層もあるのが現状。支援が必要な人にとって利用しやすい環境を護っていくことを優先してほしいものです。	本項目の冒頭に「デジタル技術の利用が難しい人に配慮しながら、」という記載を追加します。	○
5	P21 第3章 計画の基本的な考え方 3 第4次計画の基本方針と目標 図5 基本理念、基本方針と目標	基本方針1 自然な支え合いのできる地域をつくる 言いたい意味は理解できるが、言葉遣いとしておかしい。 「つくる」とは意図して行うもので、自然は作られるものではない。故に人は研修したり支援したりする必要があるのだと思う。	基本方針1の「つくる」の目的格は「地域」であり、「自然な支え合いのできる」は「地域」を修飾する言葉として用いています。「地域をつくる」という表現は、一般的であると考えていますので素案のとおりとします。	—
6	P30、32、42ほか 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 2 地域福祉活動がしやすい地域づくり (3) 市の取組 ③地域福祉活動等の場所に対する支援 2) 地域福祉活動の拠点の整備ほか	「地域福祉の活動拠点の整備を進める必要」とあり、大いに賛同します。実現できる施策を期待します。 (32頁 表の中)「地域団体による居場所づくり事業、公共施設、民間事業者の空きスペース等の地域資源を活用し、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターを定期的に派遣することで、地域福祉推進協議会を含めた地域のネットワークの強化や地域福祉の窓口等の役割を担い、多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場の提供を目指す地域福祉活動の拠点の整備を進める」—本当に大切なことが書かれていると思います。	計画を推進し、取組を進めていきます。	—
7	P32 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 2 地域福祉活動がしやすい地域づくり (3) 市の取組 ③地域福祉活動等の場所に対する支援 2) 地域福祉活動の拠点の整備	生活支援コーディネーターは、定期的に巡回させるではなく、生活支援コーディネーター（or コミュニティワーカー）を常駐させる（常駐を目指す）の記述を。	生活支援コーディネーターの役割は、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等、多岐にわたりますので、地域福祉活動の拠点に常駐することは難しいと考えています。 しかしながら、地域福祉活動を支援する職員の配置は課題だと考えていますので、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 3 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進」の【現況等】に「地域福祉活動を行う上で住民等による運営が難しい部分があるといった課題があることから、主に地域福祉を担当する職員の配置等、地域福祉活動に対する人的支援の充実が求められています。」という旨の記載を加え、課題に「地域福祉活動に対する人的支援の充実を図る」を追加します。	○
8	P36 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 3 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進 (4) 社会福祉協議会の取組 ③地域福祉推進協議会の運営支援	(社協の取組) 「福進協の事業の企画や運営方法等に関する相談に応じるとともに、地区の実情に合わせ、事務局機能のうち住民等による運営が難しい部分への支援を行います」とあることに、期待しています。積極的に地域に出向いて、地域の人の顔を見てこそその相談支援と思えます。	計画を推進し、取組を進めていきます。	—

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
9	<p>P40、56 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 4 社会福祉法人やNPO法人、事業所等を組み込んだネットワークの形成 （3）市の取組 ②障がい者に関するネットワークの充実 2）地域生活支援拠点等の整備検討 No. 7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談体制の確立 （3）市の取組 ①身近な地域における相談支援拠点の設置と連携の推進 2）地域生活支援拠点等の整備検討（再掲）</p>	<p>計画に記すことは求めませんが、地域生活支援拠点等の整備を検討していく際に、高次脳機能障害が対象から漏れないようご配慮下さい。</p> <p>理由 2015年10月20日に開催された社会保障審議会障害者部会（第73回）の議事録を見ると、「地域生活支援拠点等の整備」の関係で、暴行、暴言や家からの飛び出し、性的脱抑制等の社会的行動障害がある高次脳機能障害者については、病院やサービス事業所でも受け止められず、家族が疲弊しながら支えているという事例が紹介されたうえで、24時間の相談機能と緊急受入れの機能を持つ地域生活支援拠点の円滑な整備をして、対象者として高次脳機能障害も明確に位置付けていただきたい、といった発言が障害福祉サービスを提供している立場の委員からの発言が記されています。</p> <p>このような発言があったことを受けてと思われますが、厚生労働省が公開している「地域生活支援拠点等について（パンフレット）」では、初版、第2版共に、「Q3：拠点等の必要な機能は何ですか？」への回答の形で、以下のことが記されています。</p> <p>○また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。</p>	<p>計画を推進する上での参考とします。</p>	<p>△</p>

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
10	<p>P40、57 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 4 社会福祉法人やNPO法人、事業所等を組み込んだネットワークの形成 (3) 市の取組 ④高齢者に関するネットワークの充実 1) 高齢者相談センターによる総合相談支援 No. 7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立 (3) 市の取組 ①身近な地域における相談支援拠点の設置と連携の推進 9) 高齢者相談センターによる総合相談支援（再掲）</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害となった人などを含む第2号被保険者への支援も高齢者相談センターで行うことについて記して下さい。 理由 「平成30、31年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」では、「介護保険被保険者のうち、40歳から64歳までの脳卒中などのいわゆる2号被保険者の支援については、現状では問題が多い。特に若年層で就労を望む症例では、介護保険事業には就労支援の仕組みが存在しないため、いったん介護保険被保険者となった場合には、サービス提供の立案を行う介護支援専門員が、就労支援についての助言を行う必要がある。そのためには、介護支援専門員側に、障害者総合支援法に基づく高次脳機能障害者の支援についての知識が求められるが現状十分とはいえない。また、そういった知識を普及するための啓発活動も十分に行われているとはいえない。」といった指摘もなされています。 計画（素案）には、『縦割り』の関係を超えて「地域共生社会」の構築を目指すこととされています。 例えば、毛呂山町の「令和4年度毛呂山町地域包括支援センター運営方針」には、「さらに若年性認知症や高次脳機能障害となった人などを含む第2号被保険者への支援について、障害福祉担当との連携を強化します。」といったことが記されています。 こういった取り組みを参考にいただき、「高齢者相談センターによる総合相談支援」の対象に第2号被保険者も含まれていることを明記して下さい。</p>	<p>高齢者相談センターが実施する事業の対象者が介護保険の被保険者である旨は、介護保険法及び地域支援事業実施要綱に記載されていますので、第2号被保険者が相談対象に含まれることは明確であると考えます。そのため、本計画に具体的な対象を改めて明記することはなじまないと考えていますので、素案のとおりとさせていただきます。 しかしながら、御意見をいただきましたとおり、第2号被保険者に対する就労支援や障害者総合支援法に基づく支援等につきましては、介護保険課のみの対応では難しい面がありますので、引き続き障がい福祉課等の関係各課と連携していくよう努めます。</p>	—
11	<p>P42 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 5 多様なつきあいができる居場所をつくる 【主体別の主な取組】</p>	<p>・地域が作る居場所と社協が作る居場所とは異なるのか？ ・又は地域が作り、社協はその作られたものを促進させるのか？ 関係性が不明確 ・互いが重なり合い協力し合う図になるのではないのか？</p>	<p>地域が行う居場所づくりを社会福祉協議会が支援することを基本的な考え方としています。 このことについては、居場所づくりのみならず地域福祉計画全般に共通する事項として「第3章 計画の基本的な考え方」の「1 基本理念」の「(4) 支え合いを支える仕組みづくり」に示しています。 御意見を頂いたとおり、互いが重なり合い協力し合い推進するものとなりますが、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の【主体別の主な取組】については、各主体が取り組むべき項目を明らかにすることを目的に各No. に共通した図としていますので、素案のとおりとします。</p>	—

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
12	P44 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 5 多様なつきあいができる居場所をつくる (4) 社会福祉協議会の取組 ②社協支部による居場所づくりの促進 1) 会食ふれあい事業の促進	「会食ふれあい事業」が困難なコロナ禍にあって、社協支部ごとに工夫を凝らしたサロンなどのふれあい事業が展開されています。(弁当など食品の配布以外にも) 例えばリバーサイド社協支部では「ワンディギャラリー」と称して、2021年12月から集会所で、隔月に2日間だけ地域居住者の文化芸術作品の展示をし、そこに地域のみなさんが見学に訪れる企画を行っています。見学に訪れた地域の居住者が、久しぶりに会えた友人と談笑したり近況を語り合ったりしています。そのように社協支部ごとのサロンの企画にも、市社協としての支援をして欲しいものです。	社協支部の支援については、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 3 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進」の「(4) 社会福祉協議会の取組」のうち「②社協支部の設置の推進と活動への支援」に位置付けており、引き続き社協支部の運営について、支援していきます。	—
13	P50 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 6 誰一人として取り残されない地域づくり (3) 市の取組 ③高齢者に対する支援と介護予防の充実 2) 介護保険サービスの充実	介護保険サービスが優先される第2号被保険者の場合、併用できる障害福祉サービスに、適切につなげていくことを計画に記して下さい。 例えば、クリニックの失語症デイケアに通う第2号被保険者の方が、併用できる障害福祉サービスも利用できるように。 理由 計画(素案)では、『縦割り』の関係を超えて「地域共生社会」の構築を目指すと言われています。 介護保険と障害福祉の適用関係がございませう。 そして、国は事務連絡も出しています。	介護保険サービスと障がい福祉サービスに限らず、適切なサービスにつなげていくことは重要であり、地域福祉計画の性質を考慮すると網羅的に記載すべきと考えますので、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 6 誰一人として取り残されない地域づくり」の【現況等】に各分野の連携による適切なサービス提供を行う必要がある旨を追加します。	○

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

- ◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）
- ◆ 提出者数・意見数：4人・29件
- ◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方
 - ◎：意見のとおり素案を修正したもの
 - ：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの
 - △：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの
 - ：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
14	P50 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 6 誰一人として取り残されない地域づくり (3) 市の取組 ③高齢者に対する支援と介護予防の充実 4) 高齢者見守り模擬訓練	ご高齢の方だけではなく、障害のある方で、徘徊してしまう方も、支援の対象に位置づけ、見守り模擬訓練も、多様な方が徘徊してしまうことを周知するものにしていく方向性を計画に記して下さい。 理由 計画（素案）では、『縦割り』の関係を超えて「地域共生社会」の構築を目指すとされています。 高齢者だけでなく、知的障害や高次脳機能障害の方で、記憶障害や地誌的障害のある方の中にも、徘徊してしまう方がおられます。 例えば、国土交通省の作成した「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」のなかでは、高次脳機能障害に、以下のような特性があることが記されています。 ・失語や失認などにより、案内や表示を見ても内容が理解できないことがある。 ・記憶障害や地誌的障害などにより、道順や経路、目印が覚えられないことがある。 そして、お隣の朝霞市では、障害者等見守りシールを作成し、知的障害や高次脳機能障害の方にも交付するようになっています。	障がいに関する具体的な施策については、令和5年度に策定を予定している「第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画」で検討したいと考えていますので、本計画については素案のとおりとします。	—
15	P50 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 6 誰一人として取り残されない地域づくり (3) 市の取組 ⑤国際交流と外国人の活躍の促進	「外国人も地域の一員であるという認識の下、地域が多様性を受け止める力を高め、国籍を問わず、地域の支え合い等が行えるような環境づくりや地域づくりを推進します。」とありますが、そのことへの具体的な施策が見えません。 外国人の相談窓口、交流の場づくり、などなど行政や社協としてできることを書くべきではないでしょうか。また市民としても、地域に住んでいるとわかっている顔が見えない、遠巻きにしているだけ、というケースが多いのです。どのように共生していけるかを、どこかに書くべきではないでしょうか。	「外国人も地域の一員であるという認識の下、地域が多様性を受け止める力を高め、国籍を問わず、地域の支え合い等が行えるような環境づくりや地域づくりを推進します。」部分の具体的な施策につきまして、現在、交流の場づくりや当該地域づくりを推進している市内団体として、新座市国際交流協会及び日本語教室を運営するボランティア団体が挙げられます。市では、当該団体の活動が円滑に行えるよう、活動場の提供や財政面等での支援を行っています。本項目の「1）国際交流の推進」に日本語教室を運営するボランティア団体を支援する旨の記載がなかったことから、頂いた意見を踏まえ、主な内容に追加します。 外国人の相談窓口等につきましては、国や埼玉県で実施している事業を必要に応じて紹介しています。市の相談窓口等の設置については、財政面や人材面等の課題から、現在は対応が難しい状況ですが、今後、外国人を含め市民のニーズに合わせた対応ができるよう検討していきます。 また、どのように共生していけるかについては、外国人であるか否かにかかわらず、誰もが地域で支え合うことを基本理念として計画を策定しています。そのため、社会福祉協議会の取組として位置付けている相談窓口や交流の場づくり等は、外国人を含めた住民全てを対象としています。なお、この考え方については、「第3章 計画の基本的な考え方」の「1 基本理念」の「(1) 人と人の支え合いによる地域共生社会の実現」として記載しており、地域共生社会の注釈として、外国人の増加等により社会の構成員や価値観の多様性が増しており、地域や社会が多様性を受け止める力を高めることが求められている旨を記載していますので、素案のとおりとします。	○

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
16	P54 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立	<p>新座市において、脳卒中などで入院した後、医療と介護の連携だけでなく、医療と介護、福祉の連携がスムーズに進む相談支援体制を構築して行って下さい。</p> <p>理由 平成30年度診療報酬改定で、従来、医療と介護の連携だけであったところを、退院時の指導などにおける要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携が追加されたこと、その後の障害者総合支援法上の報酬改定において相談支援専門員側にも、「入院時情報連携加算」（新設）、「退院・退所加算」（新設）、「居宅介護支援事業所等連携加算」（新設）など、新たに連携を評価する仕組み（加算）が盛り込まれています。</p> <p>さらに、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、平成30年度診療報酬改定において、主治医と産業医の連携等を評価する「療養・就労両立支援指導料」が新設され、令和2年度診療報酬改定で対象疾患に脳血管疾患が追加、令和4年度診療報酬改定で若年性認知症等が追加。</p> <p>しかし、朝霞地区医師会が公開している「朝霞地区入退院支援の手引き」には、これらの報酬の見直しは、反映されていません。</p> <p>那賀保健医療圏域の「入退院支援ルールの手引き」には、医療と介護、福祉の連携について、報酬のことも含めて説明が載っております。ご参考まで。</p>	<p>相談支援体制における連携については、本項目の「（3）市の取組」のうち「②福祉相談室を始めとした各種相談窓口の充実と行政各部門におけるネットワークの構築」において、関係各課及び関係機関との横断的な連携を図る旨を記載しており、この関係機関に医療機関やサービス事業所等を含めて考えています。御意見を頂いたとおり、医療、介護、福祉の連携がスムーズに進む相談支援体制の構築を進めます。</p> <p>なお、入退院支援に係る具体的な事項については、計画を推進する上での参考とします。</p>	△
17	P56～ 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組	<p>令和9年度の目標値が、全体的に低いのはどの様に定めているのでしょうか。</p>	<p>目標値については、これまでの実績等を踏まえ、計画を推進することにより実現可能と考えられる数値を設定しています。</p> <p>例えば、「No. 7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立」の目標値であれば、身近な相談窓口に関する認知度向上については、新座市社会福祉協議会及び民生委員・児童委員の認知度がこれまでのアンケート結果から減少傾向にあることから、減少ではなく増加を目指すといった趣旨でやや増加する目標値を設定しています。</p> <p>「公的サービス以外の相談受付を行っている社会福祉事業者の割合」については、現在取り組んでいる事業所数に取組意向がある事業所数を加えた数値を目安に設定し、「地域で相談活動を行っている地域福祉推進協議会の数」については、地域福祉推進協議会の母数である6を目標値として設定しています。</p>	—

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
18	P58 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立 (4) 社会福祉協議会の取組 ②相談窓口の充実 1) ふくし相談	福祉相談とふくし相談の違いはあるのでしょうか？ ふくし相談が固有として遣われているのであれば『』で固有化してほしいが…	福祉相談については「福祉相談室」といった固有名詞で使用しており、「ふくし相談」については、日常生活の悩みごとや心配ごとの相談等の話を伺う社会福祉協議会の事業を示しています。また、本計画では固有名詞を多く記載しており、ふくし相談を含め、全ての固有名詞に括弧を付けることは考えていませんが、御意見を踏まえ、ふくし相談を「社協ふくし相談」に改めます。	○
19	P61 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 8 自立と尊厳が守られ、SOSに気付きやすい地域づくり (3) 市の取組 ②権利擁護事業の推進	平成28年の総合法律支援法の改正により特定援助対象者法律相談援助制度に関する業務が日本司法支援センター（法テラス）の業務として追加されたことを周知していくことを計画に記して下さい。 理由 特定援助対象者法律相談援助制度をご存知ない方が多いと思います。	特定援助対象者法律相談援助制度の対象となる方の支援を含め、各相談支援を行うに当たっては、様々なサービス・制度等を考慮した上で、適切な支援を行う必要があると考えています。 そのため、特定の制度に係る周知等を改めて記載することは考えていませんので、素案のとおりとします。	—
20	P63 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 9 地域全体で共に学び育つ環境づくり	障がいの有無だけでなく、貧困、虐待、ヤングケアラー、学校に行きづらさを感じている子など課題はある。そうした課題への記述を加えてほしい。	虐待については、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 8 自立と尊厳が守られ、SOSに気付きやすい地域づくり」の「(3) 市の取組」のうち「③虐待防止対策の推進」で位置付けており、本項目と別に記載すべきだと考えています。 また、御意見を踏まえ、本項目の【現況等】に、貧困、ヤングケアラー、学校になじめない等の支援が必要な子どもも含め、地域の一員として孤立することなく学び育つことのできる環境づくりへの配慮が求められている旨を追加し、【課題】の「(2) 障がいのある子どもが地域で共に学び育つための環境をつくる」を「(2) 障がいのある子どもや支援が必要な子どもが地域で共に育つための環境をつくる」に修正します。	○
21	P65 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 9 地域全体で共に学び育つ環境づくり (3) 市の取組 ②地域で共に学び育つ環境づくり 1) 障がい児支援	小児期の高次脳機能障害への支援についても、触れて下さい。 理由 2020年度、新座市が埼玉県に報告した「福祉行政報告例」「第21の3 市町村における相談支援」の相談実績で、高次脳機能障害児の相談が2名報告されていましたので。	本項目については、全ての障がい児を念頭に置いた基本的視点を記載したものであり、特定の障がい児への支援策を改めて記載することは考えていませんので、素案のとおりとします。	—
22	P70～72 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 11 災害に対して安心できる地域づくり (3) 市の取組 ①市民の防災力の向上 1) 自主防災組織育成 ③避難行動要支援者対策の推進 1) 避難者行動要支援者支援制度	(防災) 地域の自主防災会の活動については、地域の特性も考慮しながら重視すべきですが、高齢化により自主防災会の担い手が少なくなってしまった地域への支援に言及すべきではないでしょうか？ また72頁の、避難行動要支援者名簿が実態と必ずしも合致していないとも指摘されています。現在は「手挙げ方式」と言われていますが、現実には避難時要支援者を把握できる名簿を作製するには、町内会・自治会、社協支部、地域担当の民生・児童委員からの意見を取り入れるなどの必要があるのではないのでしょうか？	自主防災会の活動については、組織員の確保以外にも、防災リーダーの不足や地域によって防災活動に温度差があるなどの課題があります。そのため、本計画においては、素案のとおりとし、防災訓練や出前講座等の機会を通じて、自主防災会活動の啓発をするなど、総合的に自主防災会の育成を図っていきます。 避難行動要支援者支援制度については、現状、本市の対象要件に合致する方のうち、登録届出書を御提出いただいた方の情報を名簿に掲載し、町内会等の避難支援等関係者に配布しています。また、大規模災害時には、登録届出書の提出の有無にかかわらず、対象要件に該当する全ての避難行動要支援者の名簿を配布します。なお、避難支援等関係者には、配布した名簿を基に、地域支援者の選出や、個別避難支援プランの作成に取り組んでいただいていますので、今後につきましても、避難支援等関係者と連携の上、避難行動要支援者支援制度を運用していきます。	—

第4 新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆ 意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆ 提出者数・意見数：4人・29件

◆ 提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
23	P74 第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組 No. 12 地域ぐるみによる防犯活動の強化	新しい手口の犯罪が増えて来ました。 犯罪に巻き込まれるおそれがあり、ホテル等に緊急避難が必要な時、手持ち資金がない場合もあります。そこに対処するための資金の「緊急貸付け制度」を実施計画をつくる折にはいずれかのセクションで考えて欲しいものです。	緊急時の対応については、相談があった場合に各分野の窓口の外、福祉相談室や社協ふくし相談で応じながら、適切な制度・機関につなぎ、必要に応じて保護等の対応を行っていることから、現時点で新たな制度をつくることは考えていません。 各福祉施策や相談窓口の充実については、基本方針2の「誰もが自分らしく暮らせる地域の基盤をつくる」で位置付けていますので、素案のとおりとさせていただきます。 なお、地域福祉計画については、実施計画を策定する予定はありません。	—
24	P81 第5章 支え合いを支える仕組みづくり 1 地域共生社会の推進 図8 地域福祉圏域におけるネットワーク	(1) 協議体と福進協の統合を目指すことと明記されたことは、とても良かったと思います。さらに現在考えられている統合までの道筋を明らかにしていただきたい。 (2) 福進協運営委員会の下部に事業グループA～Dがあるが、これは、統合した時のイメージなのでしょうか？ 計画に記載があるところのような形にしなくてはいけなくなるのか不安です。その時点での実態にあった運営体制にできるようにするために、こうした記載はないほうが良いと思います。	地域福祉推進協議会と協議体の統合については、モデルとなる統合案を示した上で、地域福祉推進協議会と協議体に参加している方と協議しながら進めていきたいと考えていますが、各地域福祉圏域の現状が様々であり、協議していく中で、統合の時期が変更になったり、モデルと違う形で統合を進めていくことも生じるものと考えられます。御意見のとおり、その時点での実態にあった運営体制を基本とするため、計画の策定時点で統合案等を具体的に記載することは考えていませんが、早期に協議を進め、本計画の計画期間内に各圏域で結論を出したいと考えています。 「事業グループ」については一例として記載したものであり、必ずしもこのような形にする必要がないことから御意見を踏まえ、「事業グループ」を「事業」に変更する等の修正を行います。	○
25	P93 第6章 新座市成年後見制度利用促進基本計画 4 目標実現に向けた取組 (3) 利用促進に向けた環境整備	市民後見人の養成に向けた取組を、ぜひ進めてほしいと思います。 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」も、もっと分かりやすく利用しやすいものに。	市民後見人の養成に向けては、地域連携ネットワーク及び中核機関に求められている利用促進機能として取組を進めていきます。 「あんしんサポートねっと」については、市と実施主体である新座市社会福祉協議会が連携し、周知・啓発に努めるなど利用促進を図っていきます。	—
26	P94 第6章 新座市成年後見制度利用促進基本計画 4 目標実現に向けた取組 (3) 利用促進に向けた環境整備 取組を評価する指標 ①成年後見制度利用件数	利用件数だけでなく、内訳「認知症、知的障害、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害、その他」の件数もしくは割合も公表し、事業評価をしていって下さい。 理由 最高裁判所事務総局家庭局が公表している「成年後見関係事件の概況」では、「参考資料」ではありますが、「開始原因別割合」のところで、高次脳機能障害が原因の割合が何パーセントかも公表されています。 成年後見制度に比べて、さらに認知されていない高次脳機能障害のことを周知する意味でも、利用件数の内訳として「開始原因別件数」もしくは「開始原因別割合」も記していただけると嬉しく存じます。	家庭裁判所に確認したところ、利用件数の内訳については、把握していないとのことでしたので、公表及び評価に活かすことはできないため、素案のとおりとします。	—
27	全体	全体のデザインについて 網掛けの色が濃すぎて文字が読みづらい箇所が多数あるので、濃淡を調整してください。	網掛けの色を調整し、読みやすいように配慮します。	◎
28	全体	全体として「生活支援コーディネーター」の担う分野がとても重要、かつ多岐に渡っています。大切な役割だと再認識します。	計画を推進し、取組を進めていきます。	—

第4新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への御意見等と御意見等に対する市の考え方

市民等

◆意見募集期間：令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

◆提出者数・意見数：4人・29件

◆提出された意見と意見に対する市の考え方

◎：意見のとおり素案を修正したもの

○：意見どおりではないが、素案の一部修正したもの

△：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

—：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

	指摘箇所	提出された意見	意見に対する市の考え方	市の方針
29	—	<p>第3次新座市地域福祉計画に位置づいていた事業「高次脳機能障がい者や知的障がい者等への意思疎通支援」は、どのように実施され、さらに第4次新座市地域福祉計画で、どのように展開していかれるのかお示し下さい。</p> <p>理由 高次脳機能障害に伴う失語症者への支援として、近い将来、新座市でも「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」が施策に位置づけられると思われれます。また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が、昨年5月25日に公布・施行されています。</p>	<p>第3次計画に記載されている高次脳機能障がい者や知的障がい者への意思疎通支援のための事業の在り方については、検討が進んでいない状況です。</p> <p>第4次新座市地域福祉計画では、「第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組」の「No. 6 誰一人として取り残されない地域づくり」の「（3）市の取組」の「②障がい者に対する支援の充実」のうち「2）障がい者地域生活支援事業の充実」に内包されるものとなりますが、障がい者地域生活支援事業の詳細については、令和5年度に策定を予定している「第6次新座市障がい者基本計画・第7期新座市障がい福祉計画・第3期新座市障がい児福祉計画」で検討を進めていきます。</p>	—